2　政庁域調査の成果

今回報告した、第85・88・91・92次調査により史跡整備に係る政庁域の内容確認調査は完了し、平成12年度から政庁官衙域を対象とした第II期保存整備工事が開始されている。

政庁域の調査はこれまで、第3・8・12・29・30・37・77・82次調査を実施しており、今回報告したものを含め、四辺の築地線と南北・東西の門跡、正殿・東西脇殿跡のほか11棟の建物跡と、目隠塀跡ほか3基の柱列跡を確認している（第30図・付図・政庁建物一覧表）。以下では、政庁域の調査成果をまとめ、若干の考察をおこなう。

政庁の規模と構造

志波城跡の政庁は、推定される志波城全体の中心よりやや南寄りに位置する。規模は、一辺150m四方の方形であり、政庁中軸線方向の傾き（N6.5°E）は志波城跡全体の中軸線方向の傾きと一致している。

政庁の区画施設は築地塀と考えられ、築地外溝・内溝が併走している。四辺中央には門があり、政庁南門と外郭南門を結ぶ南大路の側溝、政庁北門から北にのびる北大路の側溝を確認しているが、東西大路の痕跡は確認できなかった。四方門及び政庁内の建物すべてが掘立柱である。正殿、東西脇殿、目隠塀に囲まれた広場は、一辺66m（220尺）の方形であり、前殿は存在しない。東西脇殿それぞれの後方には平行して並ぶ後殿的な建物があるが、正殿の後方及び前方に後殿や前殿のような建物はない。政庁北西部は規模・構造の類似した3棟の建物がL字形に計画的に配置されているのに対し、北東部は四面廂建物、支柱のある妻入建物といった特異な建物3棟と大型の土坑が近接して存在している。外郭施設と同様に、政庁域からも瓦の出土はない。以下、各主要遺構を概観する。

政庁南門・北門・東門・西門・目隠塀跡（SB510・550・530・570・SA511）

南門は第8・88次調査、北門は第30次調査で確認しており、ともに桁行3間・梁間2間の単期の八脚門で、柱が全て抜き取られている。しかし、本柱列の掘方の深さや布掘り状の掘り込みの有無が異なっており上部構造の違いが考えられる。また北門は、その足場穴が築地外溝・内溝改修後に掘り込まれていることから、造営当初は八脚門ではなかったと考えられるが、前段階の門の痕跡は確認されず、簡易な門の存在が想定される。第8次調査において南門の北方に4基の掘方を検出しており、目隠塀と考えられる。

東門は第77次調査、西門は第12次調査で確認しており、ともに桁行1間の棟門から桁行1間・梁間2間の四脚門に改修され、柱が全て抜き取られている。

築地塀跡（南辺SF510・北辺SF550・東辺SF530・西辺SF570）

政庁築地線の調査は第3・8・30・37・77・85・88・91次調査で行い、いずれも築地塀本体の版築土は検出されず、地業土と考えられる人為堆積土の広がりと小柱穴列を確認した。小柱穴列は外郭南辺築地線のあり方と類似しており、1.8m（6尺）幅、2.4m（8尺）幅、4.2m（14尺）幅に並ぶ3組が存在していることから（外郭南辺では2.4m幅、3.0m幅、5.4m幅の小柱穴列があり、版築土基底幅は2.4m）、外郭南辺より小規模な1.8m（6尺）幅を築地塀基底幅と想定で

きる。また、この1.8m（6尺）幅で並ぶ柱列は外郭南辺と同様に南北対になって並ぶものが少なく、桁行寸法もばらつきが大きいことから、須柱列ではなく仮枠柱列の一部と考えられる。築地版築の単位（スパン）については、柱列の桁行から5.4m（18尺）が標準的あったと考えられる（外郭南辺築地塀の1スパンは平均6.0m）。

築地外溝・内溝跡（南辺SD510・515,北辺SB550・555,東辺SB530・535,西辺SB570・575）

南辺SD510外溝跡・SD515内溝跡　　第8・36・37・77・85次調査で検出され、SD510外溝跡は南門の南方で幅の狭い溝で連結している。上端の幅は3.3～9.5mと地点により異なり、南辺西部で南側に土坑状に張り出している。深さは0.7～1.1mあり、南門付近がやや深くなっている。埋土上層に水成堆積褐色シルト層が特徴的に見られる。SD515内溝跡は、南門北方で9.0m、南辺東部で2.6mにわたり途切れている。上端の幅は1.6～5.0mと地点により大きな凹凸があり、深さは0.6～0.8mをはかる。

北辺SD550外溝跡・SD555内溝跡　　第3・8・30・91次調査で検出され、SD550外溝跡は北門付近で2時期の変遷を確認している。1期は上端の幅が5.6～5.8m、深さが0.4～0.7mをはかり北門北方で5.0mにわたり途切れていたと考えられる。2期は溝を北側に拡幅するとともに、北門付近を整地土で埋め戻して平坦部を広げている。上端の幅は9.8～10.8m、深さは0.3～0.4mをはかり、整地土によって幅0.9～1.2mの土橋を作り出している。SD555内溝跡も1期は北門の南方で5.1mにわたり途切れていたが、整地土で埋め戻して平坦部を12m以上にしている。上端の幅は1.9～4.3m、深さは0.3～0.8mをはかり、外溝のように拡幅はされていない。

東辺SD530外溝跡・SD535内溝跡　　第8・36・52・77・88・91次調査で検出され、SD530外溝跡は東門の東方で5.7mにわたり途切れている。上端の幅は2.0～7.8mと地点により異なり、東辺北部で東側に張り出している。深さは0.5～1.0mをはかり、北門付近が土坑状に深くなっている。東辺南端では埋土上層に水成堆積シルトが、中央から北部では埋土上層に白色火山灰と白色粘土がみられる。SD535内溝跡も東門の西方で5.7mにわたり途切れている。上端の幅は0.8から3.5mと地点により異なり、北端で小規模となり、SB531建物跡の東方で大型土坑が取り付いている。深さは0.4～1.1mをはかり、東門付近で土坑状に深くなり、埋土上層に白色火山灰がみられる。

西辺SD570外溝跡・SD575内溝跡　　第8・12・85・88・91・92次調査で検出され、SD570外溝跡は西門の西方で幅の狭い溝で連結している。上端の幅は4.0～9.0mと地点により異なり、西門付近、南端、北部で西側に張り出している。深さは0.4～0.8mをはかる。西辺南部では埋土上層に水成堆積褐色シルト層が、西門西方の連結溝では埋土上層に白色粘土がみられる。SD575内溝跡は西門の東方で27mにわたり大きく途切れ、西辺北部でも途切れている。平面形の凹凸が大きく、上端の幅は2.0～4.0m、深さは0.5～0.7mをはかる。西辺南部では埋土上層に白色火山灰が、西門付近では埋土上層に白色粘土がみられる。

正殿跡（SB500）

第8・82次調査で検出され、政庁中心よりやや北側に位置する東西棟の掘立柱建物跡建物。桁行5間・梁間2間の身舎に桁行6間・梁間3間の廻縁が付く、身舎と廻縁の柱筋が通らない特殊な構造と考えられる。床束や周溝、階段跡等はない。柱は全て大きく抜き取られており、抜取穴の埋土上部に白色粘土と白色火山灰がみられる。縁の掘方の一部に重複があり、廻縁のみ

改修されていると考えられる。建物の内外には規則的かつ密に足場穴が検出され、通常の建物より高さのある建物であった可能性が考えられる。

東脇殿・西脇殿（SB540・580）

正殿の南東と南西に向い合って位置する南北棟の掘立柱建物跡で、SB540東脇殿跡を第85次調査で、SB580西脇殿跡を第37次調査で検出している。ともに身舎は桁行5間・梁間2間で内部に床束があり、広場側柱筋中央3間部分に縁が付き、建物の四辺には周溝がめぐる。柱は全て大きく抜き取られており、抜取穴埋土上層に白色粘土と白色火山灰がみられる。SB580西脇殿跡では縁の掘方と周溝に重複があり、一部改修がされていると考えられる。

志波城跡の政庁を陸奥国に造営された他城柵の政庁と比較すると、一辺150m四方というのは最大規模であり、多賀城跡の1.9倍、桃生城跡の4.7倍、伊治城跡の6.7倍、胆沢城跡の3.0倍、徳丹城跡の3.5倍の面積をもつ。区画施設が築地塀であるのは多賀城跡・桃生城跡・伊治城跡と共通し、胆沢城跡・徳丹城跡が掘立柱塀(板塀)であるのと対照的である。政庁内に多くの建物を取り込んでいるのが特徴であり、正殿と両脇殿の配置は他城柵と共通するものの、多賀城跡・桃生城跡にみられる後殿、伊治城跡にみられる前殿、多賀城跡・伊治城跡・胆沢城跡にみられる北辺区画施設に取り付く建物は存在せず、脇殿の後方に後殿的な舎殿が配置されている。政庁北西部と北東部にはそれぞれ性格が異なると推定される建物群が並んでおり、中郭域も含めた伊治城跡と類似した感もある。

政庁域の変遷

政庁内の建物群は相互に重複はないが、その特徴から以下の3群に大別することができる。

政庁A群建物－SB510南門、SB550北門、SB530東門、SB570西門、SB500正殿、SB540東脇殿、SB580西脇殿、SB534建物、SB576建物

棟方向：傾きが6.5°と政庁中軸線の傾きと同一。

柱間寸法：門以外は桁行・梁間とも10尺等間だが、SB534のみ桁行8.5尺・梁間11尺等間。

柱抜取：すべて抜き取られている。

政庁B群建物－SB571建物、SB572建物、SB574建物

棟方向：傾きが6.5°と政庁中軸線の傾きと同一。

柱間寸法：桁行は10尺等間、梁間はSB571が10尺等間、SB572・574が10.5尺等間。

柱抜取：抜き取りが少ない。

政庁C群建物－SB531建物、SB532建物、SB533建物、SB535建物、SB575建物、SB579建物

棟方向：傾きが2°30′～8°55′と政庁中軸線の傾きと異なる。

柱間寸法：7～10.5尺で間尺の不同なもの、歪んでいるものが多い。

柱抜取：抜き取りが少ない。

A群建物は、棟方向の傾きが政庁中軸線の傾きと一致し、広場を囲むように計画的に配置されていることから志波城政庁の主要舎殿と考えられる。柱が全て大きく抜き取られていることから、解体されて部材が徳丹城へ運ばれている可能性がある。徳丹城の政庁をみると［西野2002］、南門は四脚門と志波城跡より小さいものの、正殿と東西脇殿はほぼ同じ規模と構造をもつようである。B群建物は、棟方向の傾きが政庁中軸線の傾きと一致し、政庁北西部にL字

形となるように計画的に配置されており、柱間寸法も近いことから、A群建物と類似しているが、柱の抜き取りが少ない点がC群建物と共通している。C群建物は、棟方向の傾きが政庁中軸線の傾きに揃わず、柱間寸法がA群・B群建物とは異なり不同なものが多く、平面形も歪んでいる。柱の抜き取りが少ない点がB群建物と共通している。

政庁内の建物群のうち、重複関係により時期変遷が明確なのはA群建物である東西門、正殿の縁、西脇殿の縁・周溝と、北門付近の築地外溝・内溝のみであるが、北門も八脚門の前段階が想定される。また、A群建物のSB575建物跡とC群建物のSB576建物跡、さらに同じC群建物であるSB532とSB533は、近接しすぎていて同時存在が考えられない。

以上から想定される政庁の時期変遷は次のとおりである。

a期(造営期)：C群建物のみで構成され、棟方向の傾きが政庁中軸線の傾きに揃わないのは、政庁区画施設建設前であったためと推察される。SB532はSB533を撤去して建築されたと考えられるが、SB533は政庁内建物の中で最も掘方が不正形で柱間も揃わないことから、建替えを前提とした仮設的な建物であったと考えられる。南東官衙、南西官衙のI期建物群も棟方向の傾きが志波城中軸線の傾きに揃わないことから同時期の建築が想定される。造営官庁(「造志波城所」か)として主要舎殿に先行して建築された建物群である可能性が考えられる。

b期(完成期)：政庁区画施設と、SB534･576を除くA群建物とB群建物が完成する時期。a期とb期はわずかな時間差（1～2年か）と考えられることから、C群建物は存続していたと考えられ、官衙I期建物群も存続していたと想定される。

c期(改修期)：東西門が四脚門に、北門が八脚門に建替えられ、北辺築地外溝が拡幅、北大路が整備される。また、正殿と脇殿の縁が改修され、両脇殿の後方に後殿的な舎殿(SB534･576)が新たに建築される。C群建物のうち、少なくともSB575は柱を切り取り撤去され、おそらく政庁南半の景観を改めるため、SB535･579も同時に撤去されたと想定される。北東部のSB531･532は城内における特異な性格（城司等の居宅または特別な儀式のエリアか）が考えられ、c期にも存続していたのではないだろうか。この時期に、南東官衙のI期建物の一部が撤去され、新たに棟方向を志波城中軸線の傾きに揃えた官衙II期建物が建築されたと考えられ（その他のI期建物は継続）、また東官衙が新たに形成され、志波城の政庁と官衙の充実が図られている。

d期(廃城期)：主要舎殿であるA群建物の柱を抜き取り、解体している。B群･C群建物はA群建物解体後に撤去、または放棄されたであろうが、柱痕跡がみられることから、数年間残存していた可能性も否定できない。同時に官衙II期建物も柱を抜き取り解体している。

志波城の機能停止の時期を示す遺物としてはSB580西脇殿柱抜取穴埋土の白色火山灰層下の自然堆積層から一括出土した土器群があるが、城内竪穴住居跡出土土器群と同様、9世紀第1四半期を出るものではなく、d期（廃城期）の始まりは徳丹城への移転が本格的に開始されたであろう弘仁3(812)年初頭と考えられる。つまり、政庁・官衙域が存続・機能していたのは徳丹城造営までの約10年間と見てよいと思われるが、その短期間の中で政庁・官衙域が改修された時期（c期）については、鎮官が国司と別任され胆沢城鎮守府が成立する大同3年(808)頃を想定したい。鎮守府と胆沢城・志波城との関係は鈴木拓也氏の論考に詳しいが[鈴木1998]、鎮守府は、坂東諸国などから徴発された鎮兵を統括し、征討の際には鎮兵だけでなく当国の兵や坂東の兵、帰降夷俘をも率いて征討使に相当する役割を果たしていたものの、大同3年以前

は国司の兼任であった。鎮守府の官制は、弘仁３年(812)まで、将軍１人、副将軍１人、軍監2人、軍曹２人の四等官制であったようであり、胆沢城・志波城の造営により、前線に位置する両城には当初から専門兵である鎮兵が重点的に配備され、それとともに鎮官も派遣されていたが、当初その権限は鎮兵統括の域を出ていなかった。しかし大同３年以降、鎮官が国司と別任され鎮守府が国府から分離し、胆沢地方以北を支配する統治機関となると、武官である鎮官が城司として行政一般をも管轄するようになる。律令支配領域の拡大に対応した官制再編により

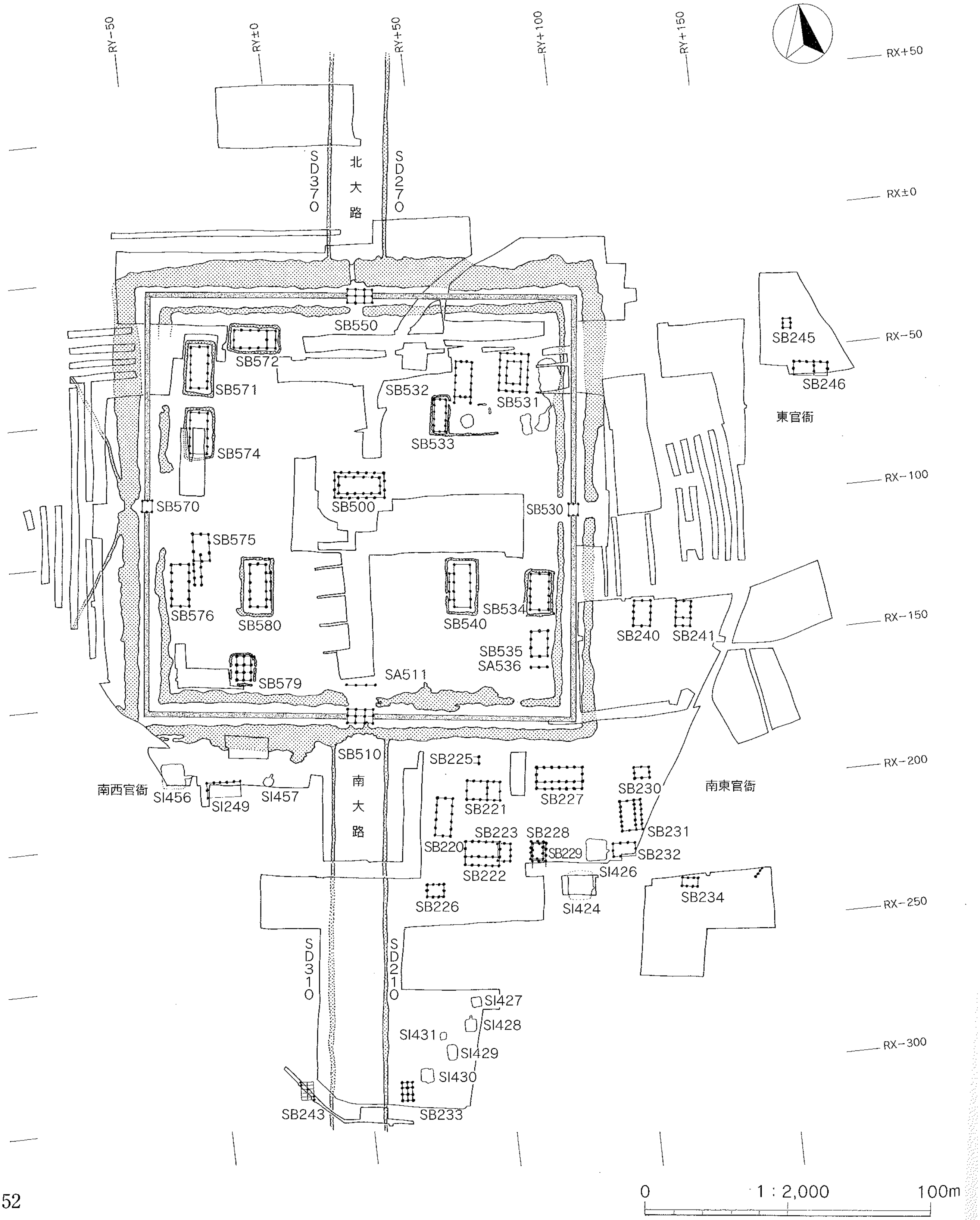

第30図　政庁・官衙全体模式図

鎮官の権限が国司と同様に拡大されたわけであり、志波城でも鎮守副将軍が城司として駐在するようになったと考えると（その後の経過を考えると鎮守将軍は胆沢城に駐在していたであろう）、政庁・官衙域の改修という施設面での充実がこの時期に図られたのではないかと推察される。

引用文献　鈴木拓也　1998　『古代東北の支配構造』吉川弘文館
西野　修　2002　「徳丹城跡発掘調査の成果」『第28回古代城柵官衙遺跡検討会　資料集』

	遺　構　名	棟方向･軸線傾き	構　　造	柱間寸法（1尺=0.3m）	変　遷	柱抜取	分類
政庁	SB500正殿跡	東西棟E6.5°S	5×2間（廻縁）	桁梁とも10尺等間,縁10尺等間	2期(縁改修)	すべて	A群
	SB540東脇殿跡	南北棟N6.5°E	5×2間（縁,周溝）	桁梁とも10尺等間,縁4.5尺間	2期？	すべて	A群
	SB580西脇殿跡	南北棟N6.5°E	5×2間（縁,周溝）	桁梁とも10尺等間,縁4.5尺間	2期(縁改修)	すべて	A群
	SB510南門跡	東西棟E6.5°S	八脚門	桁9・12・9尺間,梁8尺等間	1期	すべて	A群
	SB530東門跡	南北棟N6.5°E	棟門→四脚門	11尺間→桁13.5尺間,梁5.5尺等間	2期(建替)	すべて	A群
	SB550北門跡	東西棟E6.5°S	？　→八脚門	？→桁9・12・9尺間,梁8尺等間	2期？	すべて	A群
	SB570西門跡	南北棟N6.5°E	棟門→四脚門	11尺間→桁13.5尺間,梁5.5尺等間	2期(建替)	すべて	A群
	SA511目隠塀	東西E6.5°S	3間	不同3.26･3.05･3.36m	1期	なし	A群
	SB531建物跡	南北棟N8°55'E	3×2間（四面廂）	桁9尺等間,梁8尺等間,廂8尺間	1期	なし	C群
	SB532建物跡	南北棟N7°0'E	6×3間（斜柱）	桁8尺等間,梁不同	1期	一部	C群
	SB533建物跡	南北棟N7°30'E	2×5間(周溝)	桁6.5～9.5尺間,梁6.5尺等間	1期	なし	C群
	SB534建物跡	南北棟N6.5°E	5×2間（周溝）	桁8.5尺等間,梁11尺等間	1期	すべて	A群
	SB535建物跡	南北棟N2°30'E	3×2間	不同	1期	なし	C群
	SA536柱列跡	東西E6.5°S	2間	10尺等間	1期	すべて	−
	SB571建物跡	南北棟N6.5°E	5×2間（周溝）	桁梁とも10尺等間	1期	なし	B群
	SB572建物跡	東西棟E6.5°S	5×2間(間仕切,周溝)	桁10尺等間,梁10.5尺等間	1期	一部	B群
	SB574建物跡	南北棟N6.5°E	5×2間（周溝）	桁10尺等間,梁10.5尺等間	1期	一部	B群
	SB575建物跡	南北棟N5°0'E	2×3間	桁梁不同	1期	なし	C群
	SB576建物跡	南北棟N6.5°E	5×2間(掘方修正)	桁梁とも10尺等間	1期	すべて	A群
	SA577柱列跡	南北棟N6.5°E	3間	不同	1期	なし	−
	SA578柱列跡	南北棟N2°0'E	4間	不同	1期	なし	−
	SB579建物跡	南北棟N6°0'E	3×2間(総柱,周溝)	桁梁不同	1期	なし	C群

政庁建物一覧

	遺　構　名	棟方向･軸線傾き	構　　造	柱間寸法（1尺=0.3m）	重　複	柱抜取	分類
南東官衙	SB220建物跡	南北棟N9.5°E	5×2間	桁梁とも9尺等間	なし	すべて	I期
	SB221建物跡	東西棟E6.5°S	5×2間(間仕切)	桁7.5･8尺間,梁10.5等尺	なし	ほとんど	II期
	SB222建物跡	東西棟E6.5°S	5×2間(南廂)	桁8尺間,梁9尺等間,廂9～10尺間	SB223	すべて	II期
	SB223建物跡	南北棟N7°45'E	3×2間	桁7尺等間,梁8尺等間	SB222	なし	I期
	SB226建物跡	東西棟E3.5°S	3×2間	桁6.5尺等間,梁7尺等間	なし	なし	I期
	SB227建物跡	東西棟E4.5°S	6×2間(南廂)	桁9尺等間,梁8.5尺等間,廂8尺間	なし	一部	I期
	SB228建物跡	南北棟N7.5°E	3×2間	桁6.5尺,梁6.5尺	SB229	すべて	I期
	SB229建物跡	南北棟N7.5°E	5？×2間(間仕切)	桁8･5.5～6尺,梁8.5尺	SB228	すべて	II期
	SB230建物跡	東西棟E3.25°S	2×2間	桁8･5･9尺間,梁6尺強	なし	なし	I期
	SB231建物跡	南北棟N0.5°W	6×2間(東廂)	桁6尺等間,梁8.5尺等間,廂8尺間	なし	一部	I期
	SB232建物跡	東西棟E2.75°S	3×2間	桁9尺等間,梁8尺等間	なし	なし	I期
	SB234建物跡	東西棟E6.5°S	3×1間	桁5.5･6.5尺間、梁6尺等間	なし	なし	II期？
東官衙	SB240建物跡	南北棟N7°25'E	4×2間	桁7.5尺等間,梁10･10.5尺間	なし	なし	II期
	SB241建物跡	南北棟N7°31'E	3×2間(南廂)	桁7･6.5尺間,梁8.5尺等間,廂10尺間	なし	なし	II期
	SB245建物跡	南北棟N7°00'E	2×1間	桁5尺等間,梁8尺間	なし	一部	II期
	SB246建物跡	東西棟E7.5°S	5×2間(間仕切)	桁梁とも8尺等間	なし	すべて	II期
南西官衙	SB249建物跡	東西棟E2.5°S	5×2間	桁8尺等間,梁8.5尺等間	なし	なし	I期？
	SB250建物跡	東西棟E4.5°S	4×2間	桁7･8尺間、梁7.5･8尺間	なし	なし	I期？
	SB251建物跡	南北棟N11.5°E	3×2間(未完成)	桁梁とも7尺等間？	なし	なし	I期？

官衙建物一覧